

令和2年2月26日
府政経運第44号
令和3年3月4日
府政経運第47号
令和5年3月2日
府政経運第63号
令和6年3月8日
府政経運第227号
一部改正

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱(令和2年2月26日付府政経運第43号。以下「実施要綱」という。)に定める地域就職氷河期世代支援加速化交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 内閣総理大臣(以下「大臣」という。)は、地方公共団体(都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合。以下同じ。)が作成する「地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画」(以下「交付金計画」という。)に基づく事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 この交付金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の補助率は4分の3とする。ただし、実施要綱7(1)に係る事業(第4項において「実態調査等事業」という。)については、都道府県にあっては10,000千円、市町村及び特別区(これらの一部事務組合及び広域連合を含む。第4項において同じ。)にあっては6,000千円を上限(次項において「上限額」という。)として定額補助とする。

3 前項の上限額を超過する場合は、超過する額の2分の1を上限額に加算して補

助するものとする。

- 4 第2項ただし書及び前項の規定は、都道府県が実態調査等事業の実施を前提に、当該都道府県内の市町村及び特別区と連携し、既存の交付対象事業を広域化する場合において必要となる経費について準用する。

(交付申請)

第3条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体の長は別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 大臣は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき地方公共団体の長に交付金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第5条の2 地方公共団体の長は、前条の規定による交付金の交付決定通知を受ける前に、交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ大臣に対し、その理由を記載した地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書

(別記様式第1の2)に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

- 2 地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、別記様式第2の2による地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手承認通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。
- 3 地方公共団体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付対象事業等に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体の長は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第7条 地方公共団体の長は、交付金交付の決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付金申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を提出するものとする。(ただし、交付対象事業の目的等に関係がない交付金計画の細部の変更であると認める場合を除く。)

(交付の変更決定)

第8条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、地方公共団体の長に交付金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第9条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第5による変更交付決定通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。

(変更交付決定前の事業着手)

第9条の2 地方公共団体の長は、前条の規定による交付金の変更交付決定通知を受

ける前に、交付対象事業のうち第7条の変更に係るものに着手する必要がある場合には、あらかじめ大臣に対し、その理由を記載した地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手申請書（別記様式第4の2）に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

2 地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、別記様式第5の2による地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手承認通知書により地方公共団体の長に通知するものとする。

3 地方公共団体は、変更交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付対象事業のうち第7条の変更に係るもの等に着手するものとする。

（変更申請の取下げ）

第10条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた地方公共団体の長は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。

（遂行状況報告）

第11条 地方公共団体の長は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第7による遂行状況報告書を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第12条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、地方公共団体の長が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 地方公共団体の長は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第8によ

- る実績報告書を提出して行うものとする。
- 2 地方公共団体の長は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として別記様式第8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 第3条第2項ただし書に該当する地方公共団体の長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
 - 4 第3条第2項ただし書に該当する地方公共団体の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した地方公共団体の長については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第14条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地方公共団体の長に別記様式第10による交付額確定通知書を通知するものとする。

（交付金の支払）

第15条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第11による精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第12による概算払請求書を官署支出官 内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第16条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該地方公共団体の長に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第10条第1項、第17条第1項及び第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 地方公共団体の長が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 地方公共団体の長が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- 三 地方公共団体の長が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第四号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る交付金を地方公共団体の長が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを地方公共団体の長が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

第18条 大臣は、地方公共団体の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長にその額の返還を命じなければならない。

(交付金の返還の期限)

第19条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

(交付金の経理)

第20条 地方公共団体の長は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第21条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、地方公共団体の長に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、別記様式第13による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(交付金交付の際付す条件)

第22条 地方公共団体の長は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 地方公共団体の長が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 地方公共団体の長は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第23条 交付金の交付に関するその他必要な事項は、地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室長が別に定める。

附 則 (令和2年2月26日府政経運第44号)

この要綱は、令和2年2月26日から施行する。

附 則 (令和3年3月4日府政経運第47号)

この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日府政経運第63号)

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日府政経運第227号)

この要綱は、令和6年3月8日から施行する。

なお、この要綱の規定は、施行日以降の申請に係る交付金の交付について適用し、施行日以前の申請に係る交付金の交付については、なお従前の例によることとする。

(別記様式第1 交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付申請書

地域就職氷河期世代支援加速化交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的 地域就職氷河期世代支援加速化にかかる事業
2 交付申請金額

交付金額 (千円)

- 3 交付対象事業の開始（予定）日
令和 年 月 日
4 交付対象事業の完了予定日
令和 年 月 日
5 添付書類
(1) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画
(2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本（写）
(3) その他参考となる資料（プラットフォーム事業実施計画（就職氷河期世代活躍支援に関する計画））等

(別記様式第1の2 交付決定前着手申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書

令和 年 月 日で申請しました下記事業について、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

1 事業名

2 事業実施主体

3 総事業費（千円）・総交付額（千円）

4 採択日から交付決定までの期間に着手したい事業（事業名・事業費（千円）・交付額（千円））

5 着手予定年月日・完了予定年月日

6 採択日から交付決定までの期間に事業着手を必要とする理由

留意事項

- 1 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。
- 2 当該事業について、交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと。
- 4 事前に着手を必要とする理由としては、補助金の交付決定をまって実施することが必ずしも適当とは認められない場合等の理由を記載すること。
- 5 事前着手承認の理由が妥当と判断できない場合は申請が認められない。

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった地域就職氷河期世代支援加速化交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的 地域就職氷河期世代支援加速化に資する事業
- 2 交付決定 令和 年 月 日付 第 号
- 3 交付金額

交 付 金 額 (千円)

(別記様式第2の2 交付決定前着手承認通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付 第 号の申請について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式第3 申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地域就職氷河期世代支援加速化交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第4 変更交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付申請書

令和 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた地域就職氷河期世代支援加速化交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------|---|-----|
| 1 | 交付金額 | 金 | 千円 |
| | 変更後交付申請額 | 金 | 千円 |
| | (うち、交付金追加交付申請額 | 金 | 千円) |
| 2 | 変更を受けようとする理由 | | |
| 3 | 交付対象事業の開始(予定)日
令和 年 月 日 | | |
| 4 | 交付対象事業の完了予定日
令和 年 月 日 | | |

注) 変更後の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画を添付すること。

(別記様式第4の2 交付変更交付決定前着手申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付決定前着手申請書

令和 年 月 日で申請しました下記事業について、交付金変更交付決定前に着手したいので提出します。

1 事業名

2 事業実施主体

3 総事業費（千円）・総交付額（千円）

4 採択日から交付金変更交付決定までの期間に着手したい事業（事業名・事業費（千円）・交付額（千円））

5 着手予定年月日・完了予定年月日

6 採択日から交付金変更交付決定までの期間に事業着手を必要とする理由

留意事項

- 1 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。
- 2 当該事業について、交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金変更交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと。
- 4 事前に着手を必要とする理由としては、補助金の変更交付決定をまって実施することが必ずしも適当とは認められない場合等の理由を記載すること。
- 5 事前着手承認の理由が妥当と判断できない場合は申請が認められない。

(別記様式第5 変更交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付申請書については、次のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

交付金額	金	千円
変更後交付決定額	金	千円
(うち、交付金追加交付決定額	金	千円)

(別記様式第5の2 変更交付前着手承認通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付 第 号の申請について、交付金変更交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式第6 変更申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金変更申請取下書

令和 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地域就職氷河期世代支援加速化交付金の実施について、その申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(別記様式第7 遂行状況報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 12 条の規定により、令和 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 別紙様式 I を添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第8 実績報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金の 交付対象事業について

完了
会計年度が終了

したので、補助金等

に係る予算の 執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 1 4 条の規定により、別紙のとおり報告する。

注) 交付対象事業について、完了した場合には、別紙様式Ⅱを、会計年度が終了した場合には別紙様式Ⅲを添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考資料となる資料を添付すること。

(別紙様式第9 消費税等仕入控除税額報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付対象事業について、地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱第13条第4項の規定により報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(令和 年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)
注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。 | 金 | 円 |

(別記様式第10 交付額確定通知書)

番 号
令和 年 月 日

地方公共団体の長 殿

内閣総理大臣
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付額確定通知書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付対象事業にかかる交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式第11 精算払請求書)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金について、地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

精算払請求額 (円)

(別記様式第12 概算払請求書)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の長
(公印省略)

地域就職氷河期世代支援加速化交付金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された地域就職氷河期世代支援加速化交付金について、地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

概算払請求額 (円)

※ 注) 別紙様式IVを添付すること。

(別記様式第13 立入検査等職員身分証票)

表 面

9 cm

6.5
cm

第 号

年 月 日発行

官 職 氏 名

年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

内閣総理大臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。